を

「及び同条第二十七項 | 及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」

に改め、同表第六十六条の四第二十項の項中「第六十六条の四第二十項」を「第六十六条の四第二十六項」に改め、同表第六十六条の四第十九項の項中「第六十六条の四第十九項」を「第六十六条の四第二十五項」に改め、同項の前に次のように加える。

第六十六条の四第十五項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除内部取引

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第九項の項を次のように改める。

第六十六条の四第十四項	同時文書化免除国外関連取引	同時文書化免除内部取引
	第七項の規定の適用がある国外関連取引	第六十六条の四の三第七項に規定する同時文書化免除内部取引
	第一項	同条第一項
	財務省令	同条第七項に規定する財務省令
	所得	法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第八項第二号の項中「第六十六条の四第八項第二号」を「第六十六条の四第十二項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十六条の四第十三項	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象内部取引

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第八項第一号の項中「第六十六条の四第八項第一号」を「第六十六条の四第十二項第一号」に改め、同表第六十六条の四第八項の項を次のように改める。

第六十六条の四第十二項	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象内部取引
	第六項	第六十六条の四の三第四項
	第一項	同条第一項
	として財務省令	として同条第六項に規定する財務省令
	所得	法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第四項の項の次に次のように加える。

第六十六条の四第八項	の対価の額	の対価の額とした額
	第二項各号	第六十六条の四の三第二項各号
	につき支払われるべき対価の額	の対価の額とされるべき額

		を第一項
	所得	を同条第一項
	法人税法	法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得
	法人税法	同法
	ならば第一項	ならば第六十六条の四の三第一項
第六十六条の四第九項各号	対価の額	対価の額とした額
第六十六条の四第十一項	同時文書化対象国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引	同時文書化対象内部取引（第六十六条の四の三第六項に規定する同時文書化対象内部取引
	第六項	同条第四項

第三章第七節の三の節名を次のように改める。

第七節の三　支払利子等に係る課税の特例

第六十六条の五第四項ただし書中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第三章第七節の三第二款の款名を次のように改める。

第二款　対象純支払利子等に係る課税の特例

第六十六条の五の二の見出しを削り、同条第一項中「関連者支払利子等の額がある場合に」を削り、「関連者支払利子等の額の合計額から」を「対象支払利子等の額の合計額（以下この項、次項第六号及び第三項第二号イにおいて「対象支払利子等合計額」という。）から」に、「第四項第一号」を「第三項」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に、「百分の五十」を「百分の二十」に、「ときは」を「場合には」に、「関連者支払利子等の額の合計額の」を「対象支払利子等合計額の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　対象支払利子等の額　支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額をいう。

二　支払利子等　法人が支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）その他政令で定める費用又は損失をいう。

三　対象外支払利子等の額　次に掲げる支払利子等（法人に係る関連者が非関連者を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合として政令で定める場合における当該非関連者に対する支払利子等その他政令で定める支払利子等を除く。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ　支払利子等を受ける者の課税対象所得（当該者が個人又は法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該者の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得として政令で定めるものをいう。イ及びニ⑴において同じ。）に含まれる支払利子等（ニに掲げる支払利子等を除く。イにおいて同じ。）　当該課税対象所得に含まれる支払利子等の額

ロ　法人税法第二条第五号に規定する公共法人のうち政令で定めるものに対する支払利子等（ニに掲げる支払利子等を除く。ロにおいて同じ。）　当該政令で定める公共法人に対する支払利子等の額

ハ　特定債券現先取引等（前条第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。）に係るものとして政令で定める支払利子等（ロ及びニに掲げる支払利子等を除く。ハにおいて同じ。）　当該政令で定める支払利子等の額のうち政令で定める金額